○総務省告示第百十一号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百十号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則中「第三条第七項の」の下に「規定に基づき」を加え、「三千九百三十円」を「三千九百二十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中

昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二九
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二〇
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一

を

に、

を

に、

を

に、

を

に

改め、同表に次のように加える。

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中

昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二九
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三〇
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二〇
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一

を

に、

を

に、

を

に、

を

に

改め、同表に次のように加える。

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

一・〇〇	

に